

ID: 244

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例 第7条		
例規番号	昭和52年条例第16号		
【基準】	<p>第7条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取り消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は条件を変更し、若しくは使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第5条各号の規定に該当すると認めたとき。</p> <p>2 前項の処分により使用者に損害が生じても、市はその責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例 第8条第1項		
例規番号	昭和52年条例第16号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、教育委員会が認める場合を除き前納とする。 3 教育委員会は、別に定めるところにより、第1項の使用料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例施行規則 第15条		
例規番号	昭和52年教育委員会規則第3号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (入場の制限) 第15条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 伝染性疾患があると認められる者 (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるものを携帯する者 (4) その他体育館等管理上支障があると認められる者 			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 252

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例 第8条		
例規番号	平成21年条例第23号		
【基準】	<p>第8条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、使用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 地域体育館の管理運営上特に必要があるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例 第9条第1項		
例規番号	平成21年条例第23号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 使用団体は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、教育委員会が認める場合を除き、使用許可の際納付しなければならない。 3 教育委員会は、別に定めるところにより、第1項の使用料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市運動場設置、管理及び使用条例 第6条第1項		
例規番号	昭和47年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は条件を変更し、若しくは使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第4条第1項各号の規定に該当すると認めたとき。</p> <p>2 前項の処分により使用者に損害が生じても、市はその責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 260

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市運動場設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	昭和47年条例第16号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用料は、無料とする。ただし、別表に規定する施設については、同表に定める使用料を使用許可の際納付しなければならない。 2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例 第8条		
例規番号	昭和63年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、使用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 開放施設の管理運営上特に必要があるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例 第9条第1項		
例規番号	昭和63年条例第7号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 使用団体は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、教育委員会が認める場合を除き、使用許可の際納付しなければならない。 3 教育委員会は、別に定めるところにより、第1項の使用料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日